

第6次大分県廃棄物処理計画

(大分県ごみ処理広域化・集約化計画)

【概要版】

令和8年3月

大 分 県

I. 計画策定の趣旨

➤ 大分県における動向

- ・ 大分県では、「大分県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。
⇒一般廃棄物：排出量や1人1日当たりのごみ排出量は着実に削減が進んでいるが、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均値と比較して高い状況にある。
⇒産業廃棄物：排出量、再生利用量及び最終処分量のいずれも増減を繰り返している状況にある。

➤ 我が国における動向

- ・ 廃棄物・資源循環分野においては「2050年までの脱炭素社会の実現（カーボンニュートラル）」、「災害の頻発化・激甚化」及び「プラスチックの資源循環」等の新たな課題への対応が求められている。
- ・ 第5次循環型社会形成推進基本計画では、「サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行」が国家戦略として位置づけられる。



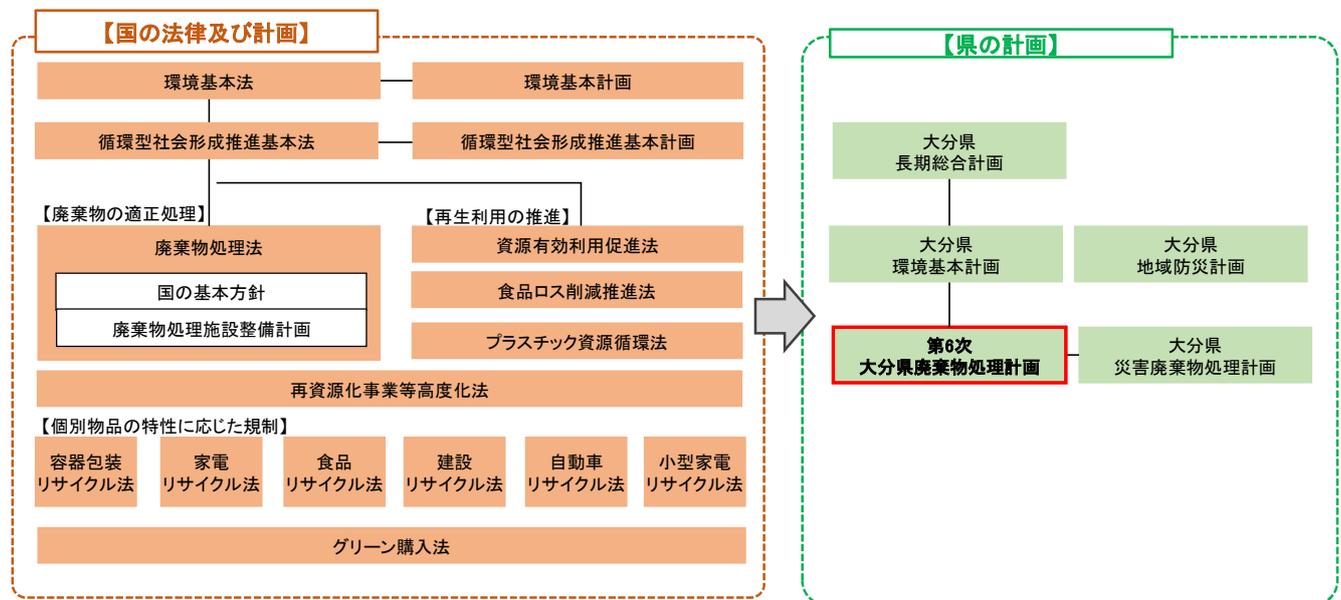
廃棄物処理に係る動向を踏まえ、県の上位計画である「大分県長期総合計画」「大分県環境基本計画」等と整合を図りながら「第6次大分県廃棄物処理計画」を策定する。

II. 廃棄物処理計画

1. 計画の基本的事項

➤ 計画の位置づけ

- ・ 廃棄物処理法第5条の5第1項に基づき、国の基本方針に即して県内における廃棄物の減量、その他その適正な処理に向けた計画について定めたもの。
- ・ 国の法律や県の長期総合計画等の上位計画と整合が図られたもの。



➤ 計画期間

令和8年度～令和12年度までの5年間

➤ 計画の対象廃棄物

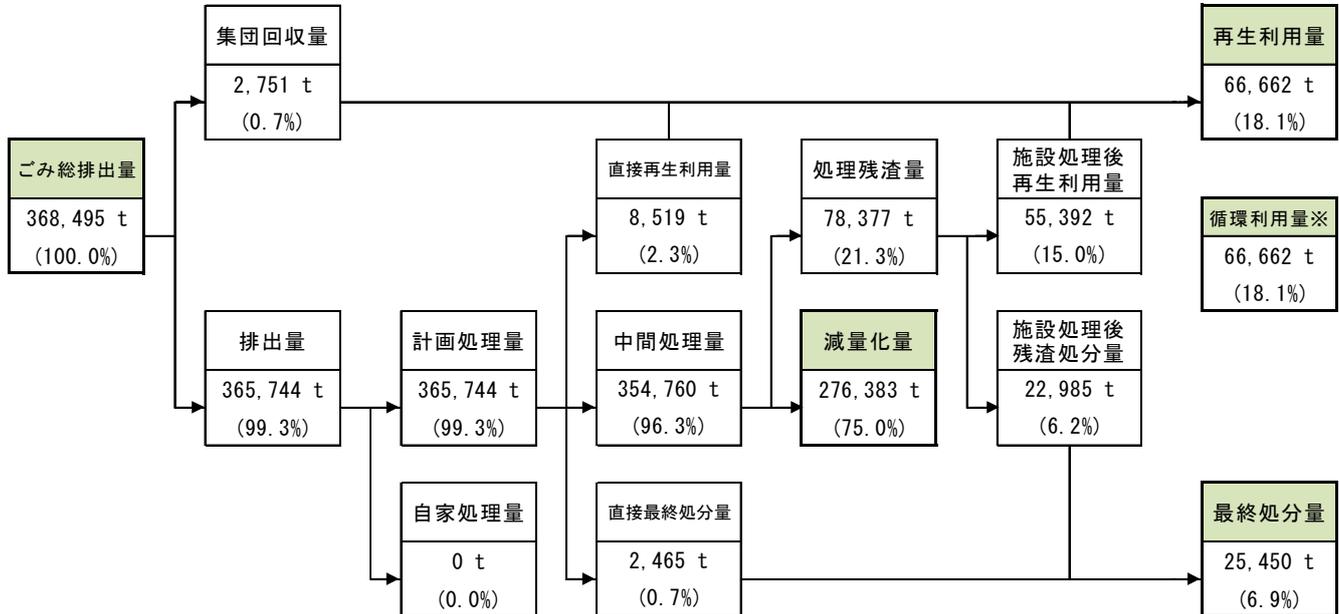
県で発生する一般廃棄物及び産業廃棄物

2. 前回計画の進捗状況及び課題

(1) 一般廃棄物の排出及び処理の現状

ア 処理・処分のフロー（令和5年度）

令和5年度における県内のごみ総排出量は368,495t/年、再生利用量は66,662t/年、最終処分量は25,450 t/年となっている。



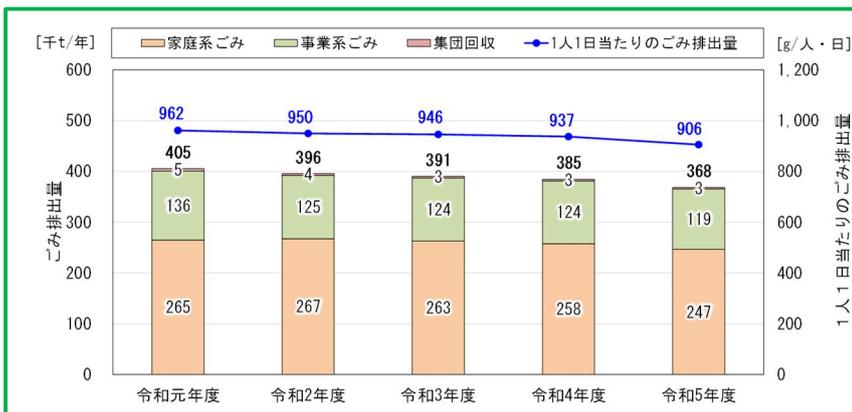
※ 本計画での「循環利用率」は国の「出口側の循環利用率」を示し、廃棄物の排出量のうち、再び資源として利用された割合を示している。一般廃棄物の場合、「再生利用率」と「循環利用率」は同じ値となる。

【循環利用率=再生利用率=（集団回収量+直接再生利用量+施設処理後再生利用量）/ごみ総排出量】

注) 図中の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

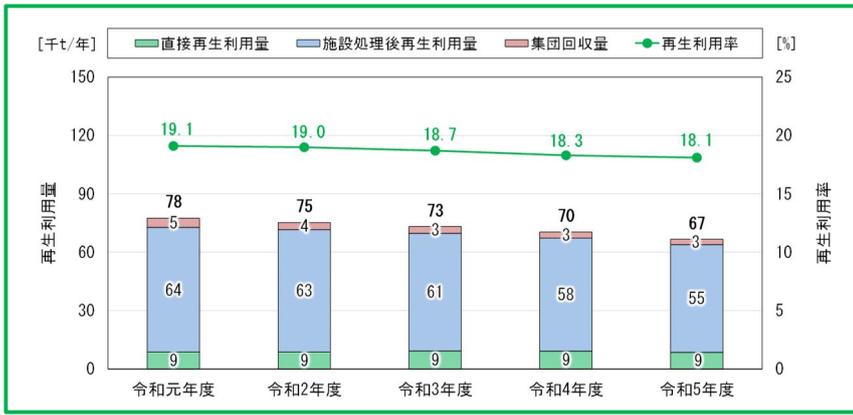
イ 一般廃棄物の経年変化

【①ごみ排出量】



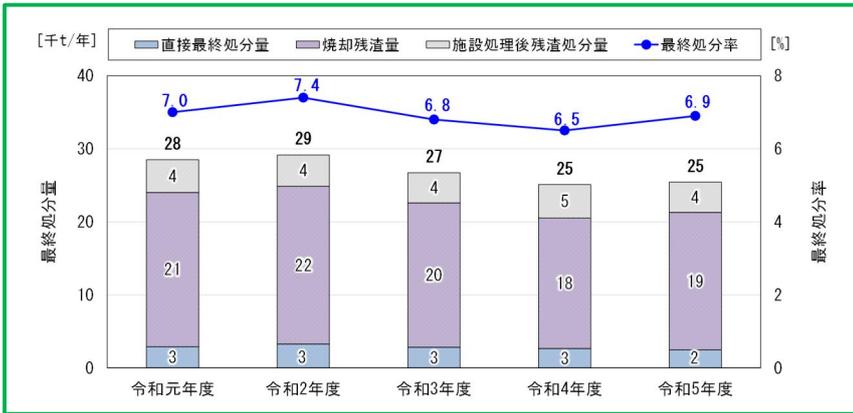
- ごみ総排出量は減少傾向にあるが、令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量は906gであり、全国値より55g多い状況である。

【②再生利用量】



- 再生利用量は、減少傾向にあり、令和5年度の再生利用率は18.1%と全国値より1.4ポイント低い状況である。

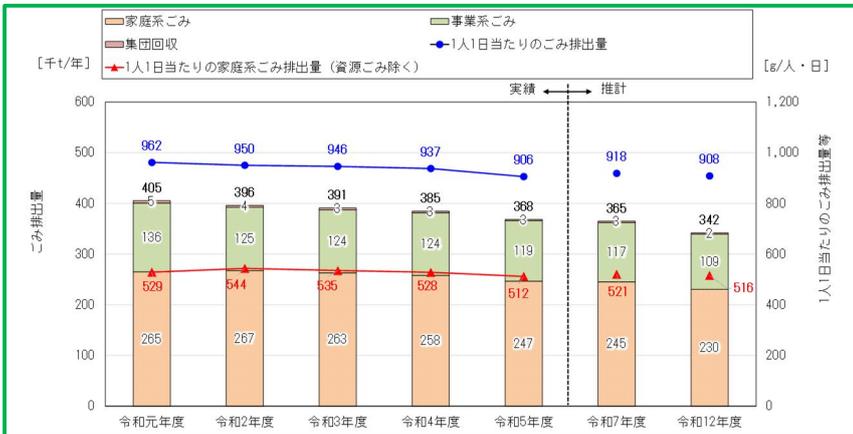
【③最終処分量】



- 最終処分量は、減少傾向にあり、令和5年度最終処分率は6.9%と全国値より1.2ポイント低い状況である。

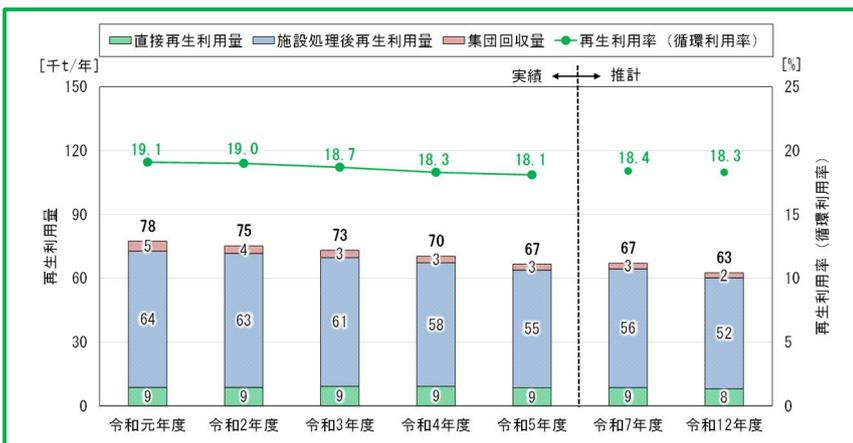
ウ 一般廃棄物の将来見込

【①ごみ排出量】



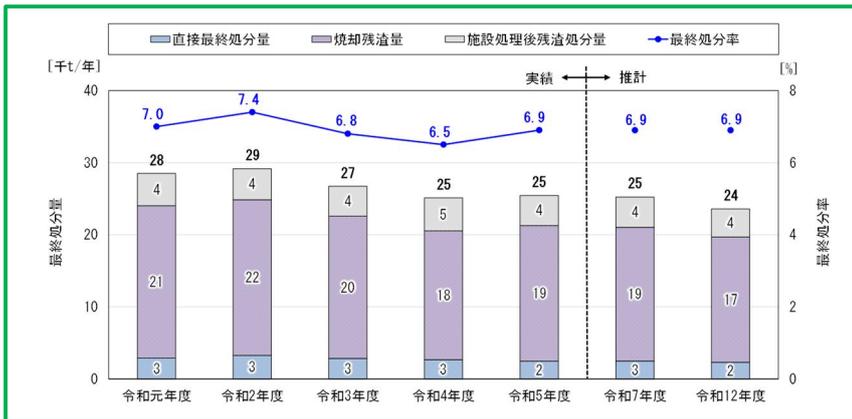
- ごみ総排出量は、減少していく見込みである。
- 1人1日当たりのごみ排出量は、令和7年度に918g、令和12年度では908gとなる見込みである。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和7年度に521g、令和12年度では516gとなる見込みである。

【②再生利用量】



- 再生利用量は、減少していく見込みである。
- 再生利用率(循環利用率)は、令和7年度に18.4%、令和12年度では18.3%となる見込みである。

【③最終処分量】



- 最終処分量は、減少していく見込みである。
- 最終処分率は令和7年度以降、6.9%で推移する見込みである。

エ 前回計画の評価

指標	単位	前回計画の目標値 (令和7年度)	推計値 (令和7年度)	達成見込み
ごみ排出量	t/年	357,000	364,892	達成困難
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	898	918	達成困難
再生利用率	%	25.0	18.4	達成困難

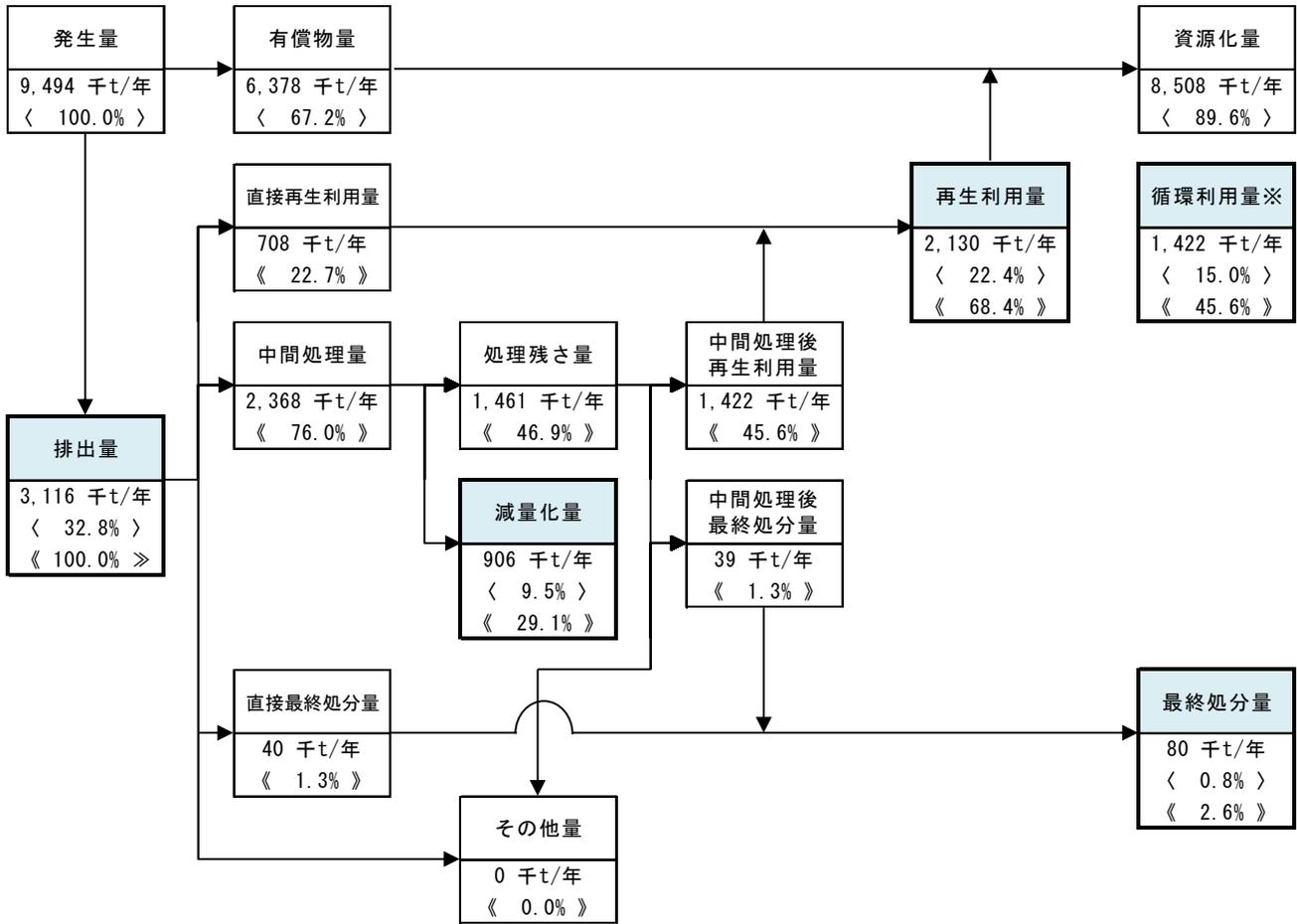
オ 一般廃棄物に関する課題

- ① **発生・排出抑制の推進**
 - ・ ごみの発生・排出抑制の推進のため、県民の環境意識の醸成が必要。
 - ・ おおいたプラごみゼロ宣言に基づき、県民、事業者及び行政が一体となって、プラスチックごみの排出抑制に取り組むことが必要。
 - ・ 食品ロスの削減に向けて、事業関係者と連携・協働した取組や消費者の意識改革等、事業者と消費者の双方に向けた対策が必要。
- ② **再生利用の推進**
 - ・ プラスチックごみの分別収集、再商品化を進めることが必要。
 - ・ 未利用バイオマスの更なる利活用の促進に向けたコストの低減や体制の確立が必要。
- ③ **最終処分量の削減**
 - ・ 発生・排出抑制の推進及び再生利用を通じた最終処分量の更なる削減を行い、施設の延命化を図る必要。
- ④ **効率的かつ効果的な施設整備**
 - ・ 2050年度を見据えた長期のごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の更なる推進が必要。
 - ・ 近年における災害の大規模化に備えた迅速かつ適正な処理体制が重要。

(2) 産業廃棄物の排出及び処理の現状

ア 処理・処分フロー（令和5年度）

令和5年度における県内の排出量は3,116千t/年、再生利用量は2,130千t/年、最終処分量は80千t/年となっている。



※《 》：排出量に対する割合、〈 〉：発生量に対する割合

※産業廃棄物の循環利用量は再生利用量に「金属くず」「ガラ陶」「鉱さい」「がれき類」の減量化量を加え、動物のふん尿の直接再生利用量を除いたもの。動物のふん尿の直接再生利用量に関しては国の産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（令和5年度速報値）における動物のふん尿の排出量に対する直接再生利用量の割合（81.9%）を基に設定。

※本計画での「循環利用率」は国の「出口側の循環利用率」を示し、廃棄物の排出量のうち、再び資源として利用された割合を示している。産業廃棄物の場合、循環利用率と再生利用率は異なる計算式から求められる。

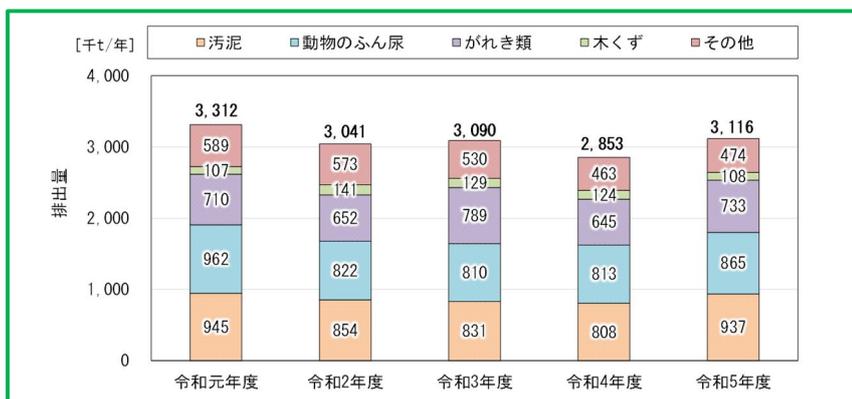
【循環利用率＝（再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類の減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量）／排出量】

【再生利用率＝再生利用量／排出量】

注) 図中の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

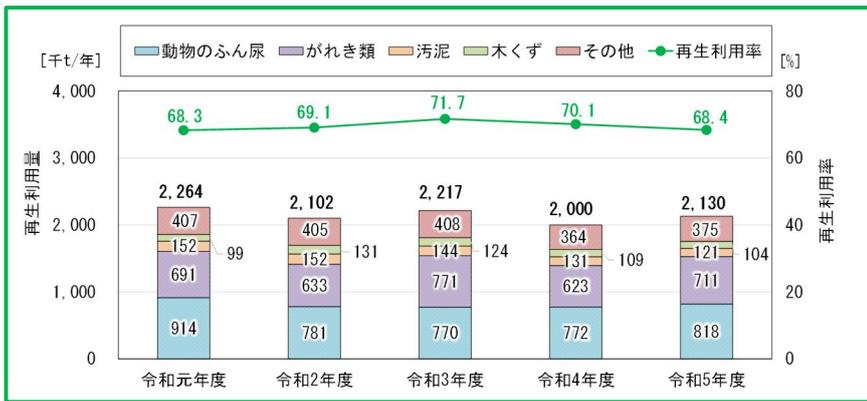
イ 産業廃棄物の経年変化

【① 排出量（種類別）】



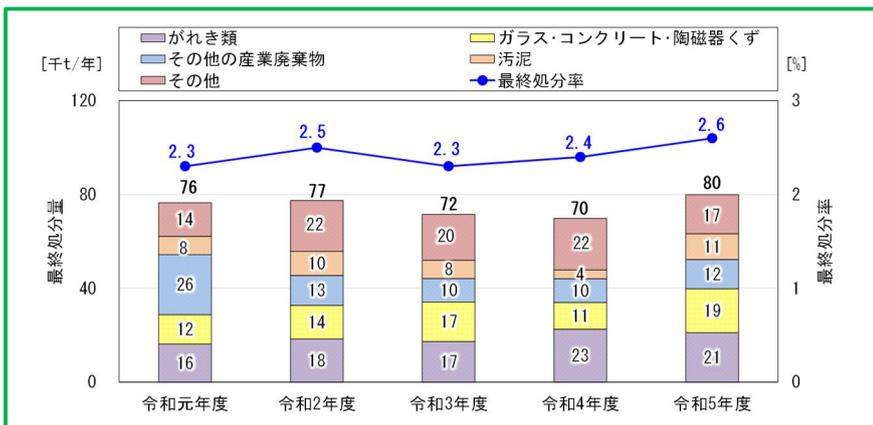
- 排出量は、横ばい状態であり、令和5年度における種類別の排出量は、汚泥が最も多く、次いで動物のふん尿、がれき類である。

【②再生利用量】



- 再生利用量は、横ばい状態であり、令和5年度の再生利用率は68.4%と全国値より14ポイント高い状況である。
- 種類の再生利用量は、動物のふん尿が最も多く、次いでがれき類、汚泥となっている。

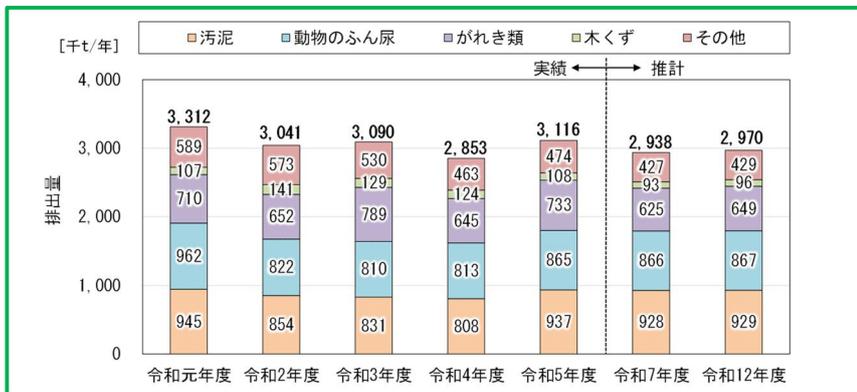
【③最終処分量】



- 最終処分量は、横ばい状態であり、令和5年度最終処分率は2.6%と全国値より0.2ポイント高い状況である。
- 種類の最終処分量はがれき類が最も多く、次いでガラス・コンクリート・陶磁器くず、その他の産業廃棄物（混合廃棄物）となっている。

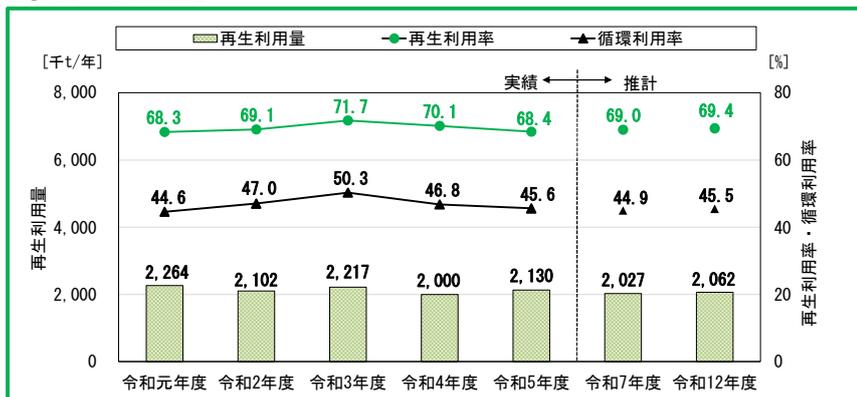
ウ 産業廃棄物の将来見込

【①排出量】



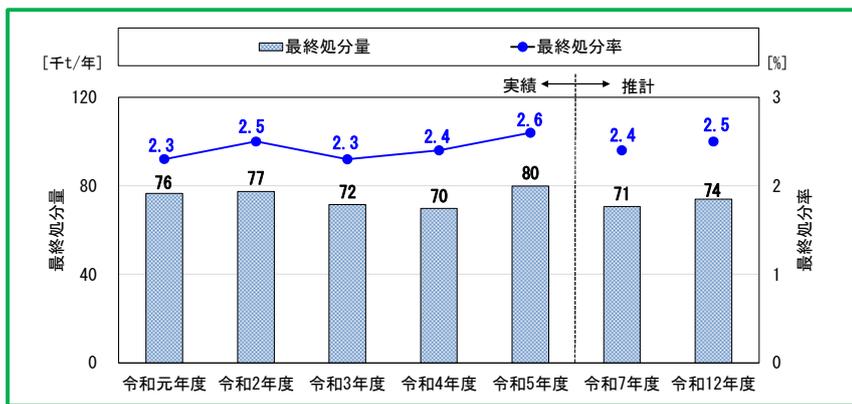
- 排出量は、増加していく見込みである。

【②再生利用量】



- 再生利用量は、増加していく見込みである。
- 再生利用率は、令和7年度に69.0%、令和12年度では69.4%となる見込みである。
- 循環利用率は、令和7年度に44.9%、令和12年度では45.5%となる見込みである。

【③最終処分量】



- 最終処分量は、増加していく見込みである。
- 最終処分率は、令和7年度に2.4%、令和12年度では2.5%となる見込みである。

エ 前回計画の評価

指標	単位	前回計画の目標値	推計値 (令和7年度)	達成見込み
排出量	千 t/年	3,420	2,938	達成可能
再生利用率	%	75.0	69.0	達成困難
最終処分率	%	2.0	2.4	達成困難

オ 産業廃棄物に関する課題

① 発生・排出抑制の推進

- ・ 発生・排出抑制の取組が行えていない事業者も一定程度存在している状況にあり、各事業者での発生・排出抑制に関する取組拡大が必要。
- ・ 現場分別の徹底等、関係部署間との連携等を通じた排出抑制の推進が必要。

② 再生利用の推進

- ・ 「廃プラスチック類」、「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」及び「混合廃棄物」の情報を把握し、再生利用を進めることが重要。
- ・ ケミカルリサイクルやマテリアルリサイクルを優先的に促進する他、これらが困難な廃棄物は、サーマルリサイクルを推進することが必要。

③ 最終処分量の削減

- ・ 最終処分量が多い産業廃棄物を対象に発生・排出抑制の推進や再生利用の推進を図り、最終処分量の削減を進め、施設の延命化を図ることが必要。
- ・ 県外産業廃棄物に対する厳正な運用、県内における産業廃棄物の適正な処理体制の確保が必要。

④ 監視・指導の強化

- ・ 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見と迅速な対応が必要。

⑤ 適正処理の推進

- ・ デジタル技術の活用により、高度な選別及び処分業者の担い手不足の解消を進めていくことが必要。
- ・ 太陽光発電設備の適正処理及び災害廃棄物への対応等、必要な処理体制を確保できるよう検討を進めていくことが必要。

【目指す方向性】

環境への負荷を抑えた循環型社会・脱炭素社会の構築

【基本方針 1】資源循環の促進

- ・ 国の動向を踏まえ、県でもサーキュラーエコノミーの移行を推進
- ・ 一般廃棄物については、プラスチックごみや食品ロスの排出抑制を優先的に推進するとともに、プラスチック資源の再商品化や廃食用油の再生利用の推進に向けた取組を実施
- ・ 産業廃棄物については、排出抑制を推進するとともに産業廃棄物の再生利用の推進に向け、各種リサイクル法に基づく取組等を推進
- ・ 環境を守り活かす担い手づくりを推進

【基本方針 2】廃棄物の適正処理の推進

- ・ 一般廃棄物については、廃棄物処理施設の広域化・集約化を進めるとともに、効率的かつ効果的な廃棄物の適正処理体制の構築に向けた取組を実施
- ・ 産業廃棄物については、不適正処理の防止に向けた監視・指導体制の強化、デジタル技術の導入等を通じて処理の効率化を目指すとともに、有害廃棄物対策を進める

【基本方針 3】脱炭素化の推進

- ・ 一般廃棄物処理施設の施設整備時には、再生可能エネルギー設備・省エネルギー機器の導入促進等により温室効果ガス排出量の削減を推進
- ・ 産業廃棄物については、二酸化炭素排出削減に向けた支援の検討を行うとともに、認証制度を活用した脱炭素化を推進

【基本方針 4】災害廃棄物処理体制の構築

- ・ 災害廃棄物の迅速・適正な処理体制の推進
- ・ 一般廃棄物処理施設は施設の強靱化に向けた取組を推進
- ・ 産業廃棄物処理施設でも市町村との連携した適正処理の取組を検討

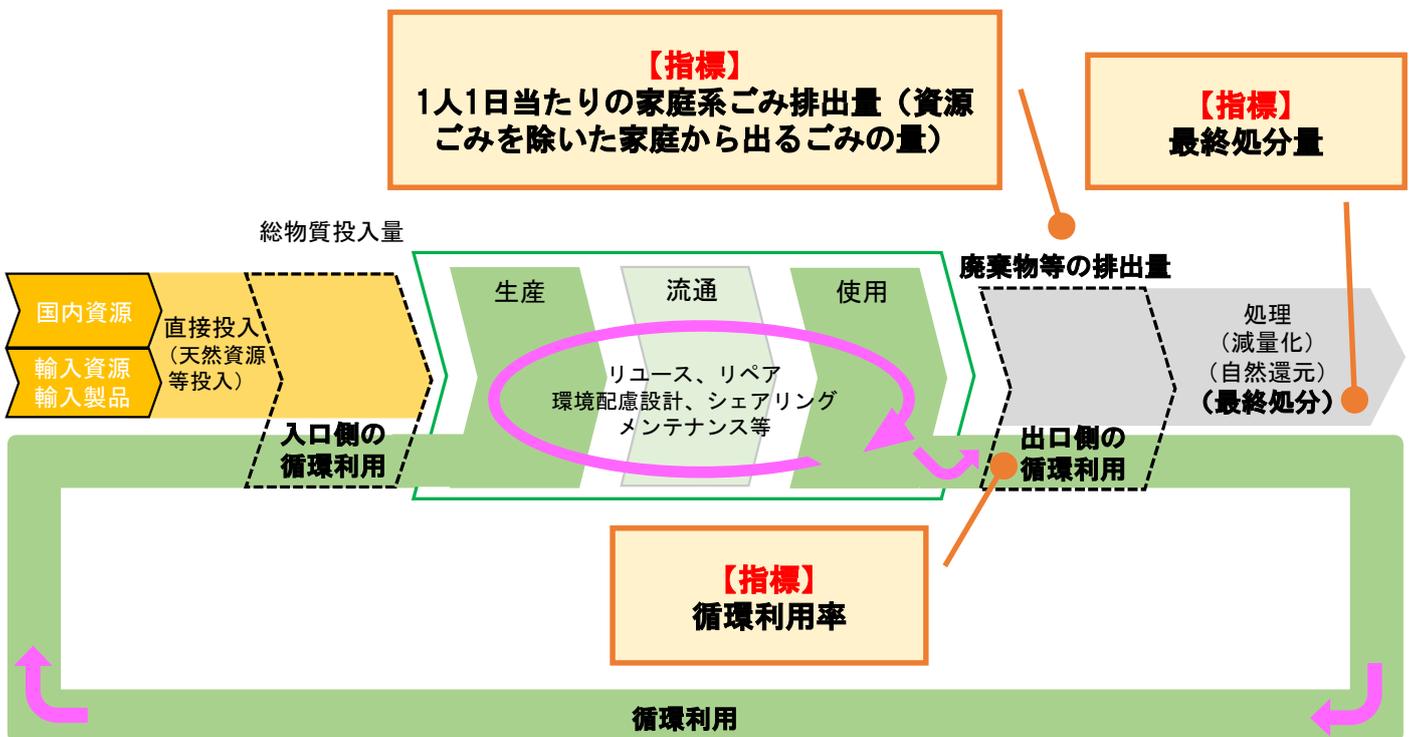
4. 一般廃棄物の処理に関する計画

(1) 計画の目標

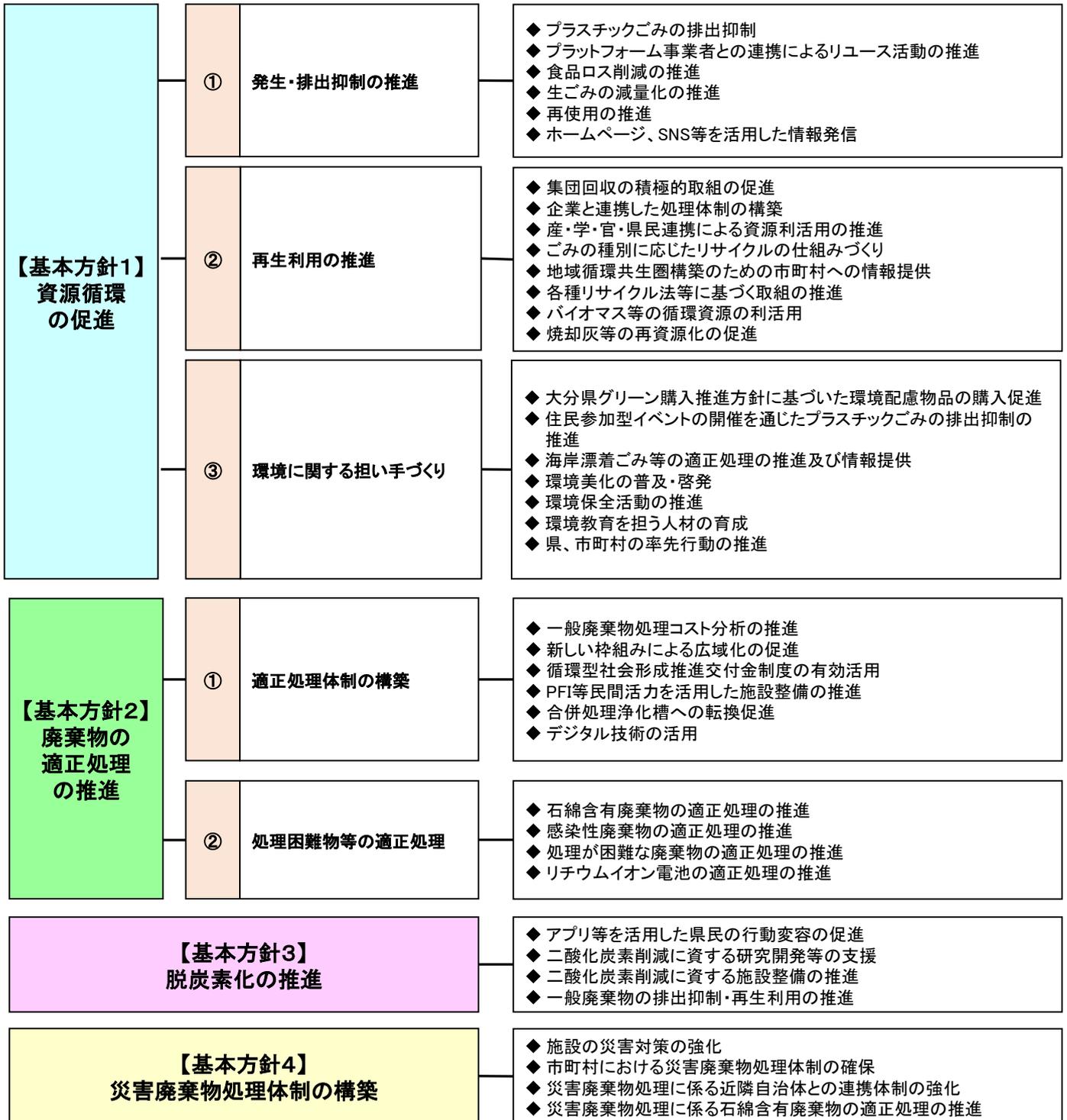
指標	単位	現状 (令和5年度)	現状推移 (令和12年度)	目標 (令和12年度)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除いた家庭から出るごみの量)	g/人・日	512	516	478以下
循環利用率 [※]	%	18.1	18.3	20.0以上
最終処分量	t/年	25,450	23,587	20,300以下

※本計画での「循環利用率」は国の「出口側の循環利用率」を示し、廃棄物の排出量のうち、再び資源として利用された割合を示している。一般廃棄物の場合、「再生利用率」と「循環利用率」は同じ値となる。

$$\text{循環利用率} = \text{再生利用率} = (\text{集団回収量} + \text{直接再生利用量} + \text{施設処理後再生利用量}) / \text{ごみ総排出量}$$



(2) 施策の体系



5. 産業廃棄物の処理に関する計画

(1) 計画の目標

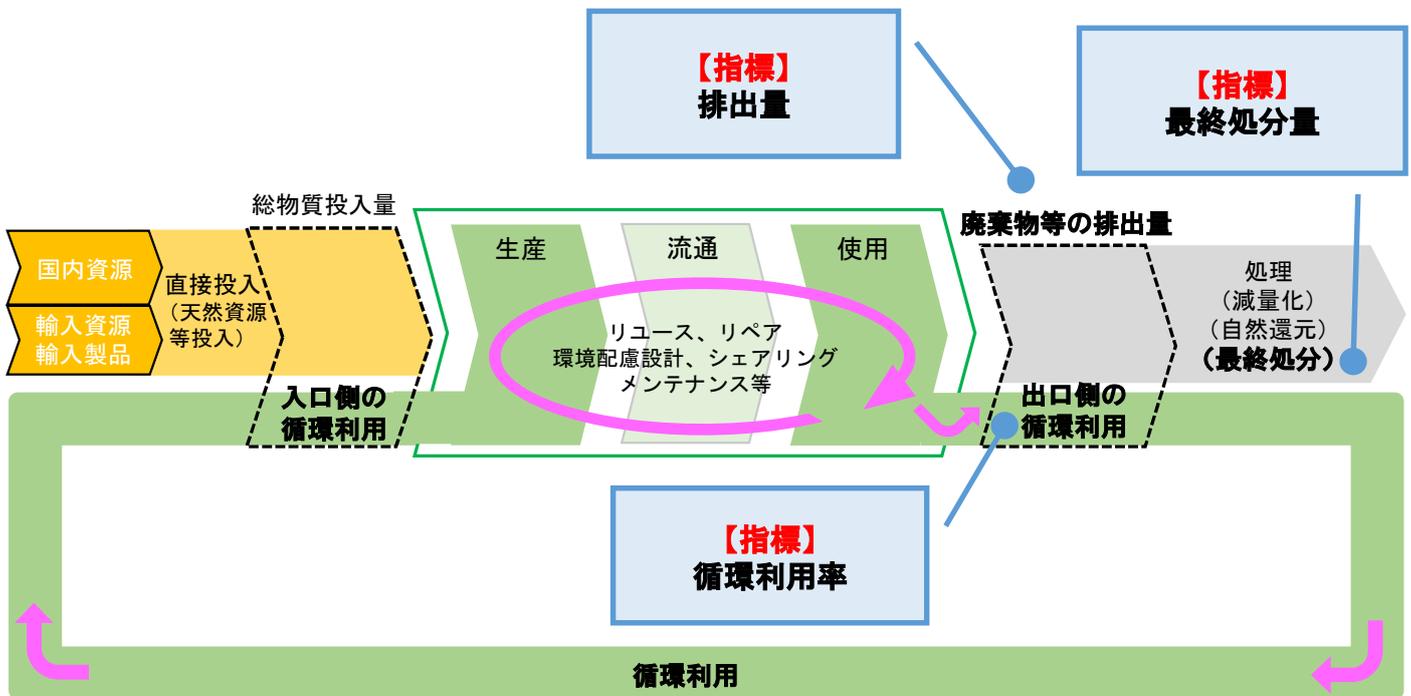
指標	単位	現状 (令和5年度)	現状推移 (令和12年度)	目標 (令和12年度)
排出量	千t/年	3,116	2,970	2,880以下
循環利用率 [※]	%	45.6	45.5	47.0以上
最終処分量	t/年	79,907	73,866	60,100以下

※本計画での「循環利用率」は国の「出口側の循環利用率」を示し、廃棄物の排出量のうち、再び資源として利用された割合を示している。

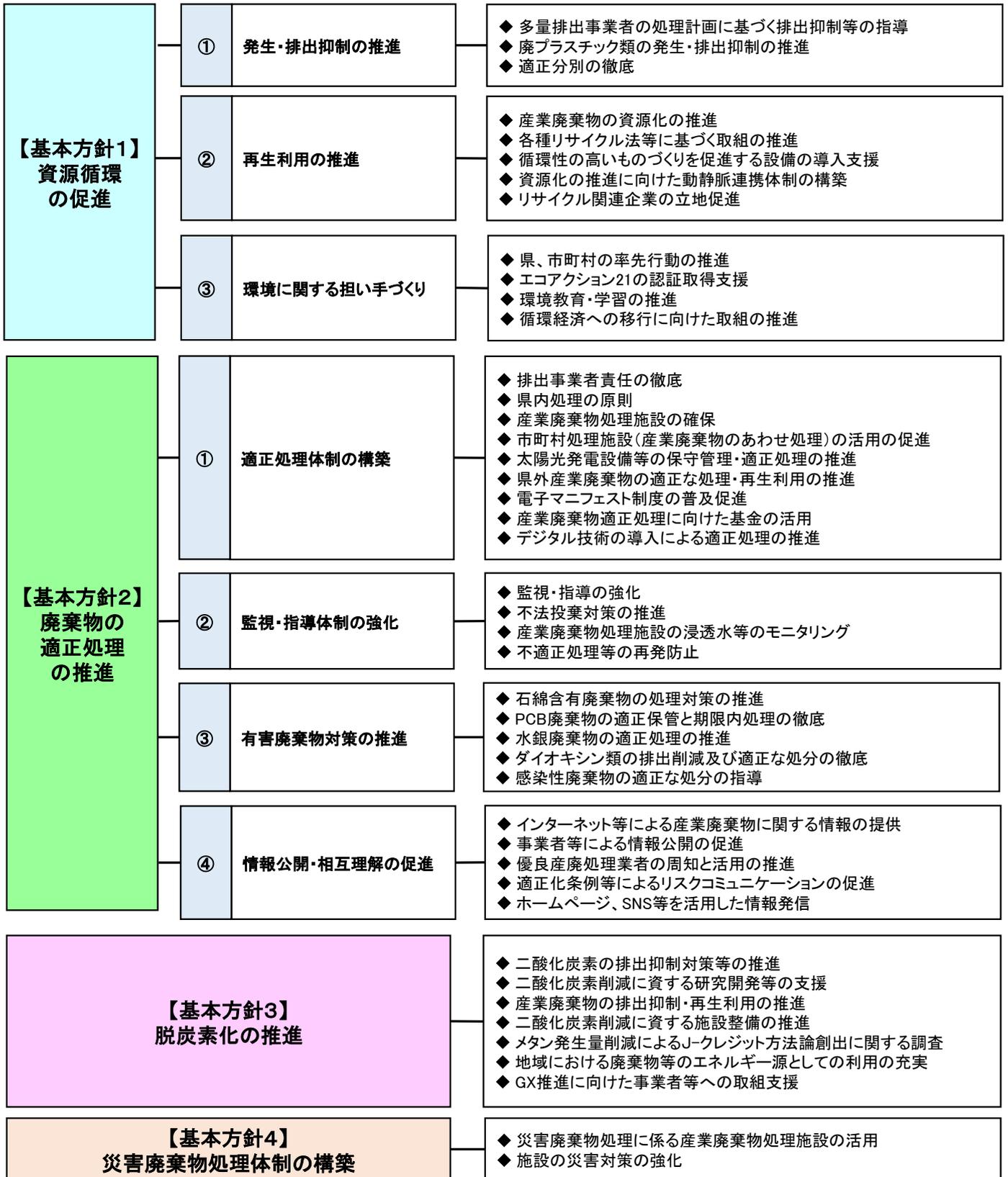
循環利用率 =

(再生利用量 + 金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類の減量化量 - 動物のふん尿の直接再生利用量) / 排出量

再生利用率 = 再生利用量 / 排出量



(2) 施策の体系



(3) 産業廃棄物処理施設の整備に関する事項

ア 処理能力の見通し

【① 中間処理施設の処理能力の見通し】

施設区分	処理能力 [t/日]	日平均排出量	
		令和5年度 [t/日]	令和12年度 (目標達成時) [t/日]
汚泥	36,626	2,567	2,546
廃油	44,397	38	32
廃酸・廃アルカリ	50,504	189	173
廃プラスチック類	25,500	227	195
木くず又はがれき類	98,340	2,303	2,043
上記以外の焼却施設	15,538	547	498

- 産業廃棄物の中間処理施設は、令和6年4月1日時点の処理能力を考慮すると、令和12年度においても現有の処理施設にて対応することが可能な見込み。

備考1) 令和6年4月1日時点

備考2) 汚泥、廃油、廃酸・廃アルカリはm³/日であることから、産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数を用いてt/日に単位換算を行った結果を記載。

【② 最終処分場の残余容量の見通し】

施設の区分	前回計画策定時		本計画策定時		
	残余容量 [千m ³]	残余年数 [年]	残余容量 [千m ³]	埋立実績 [千m ³]	残余年数 [年]
安定型	2,298	5.9	1,790	245	7.3
管理型	726	2.0	1,378	212	6.5

- 最終処分場の残余年数は、安定型及び管理型は増加している状況にあるが、埋立量の削減に努め、延命化を図ることが重要。

備考1) 令和6年4月1日時点

備考2) 残余容量は県及び大分市を含んだ容量を示す。

イ 産業廃棄物処理施設の整備方針

① 全体方針

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、さらに資源循環及び脱炭素化の観点から、産業廃棄物の適正な循環的利用及び適正な処分のための施設を整備し、循環型社会及び脱炭素社会の形成を統合的に推進する。

② 基本方針

項目	内容
中間処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 循環経済への移行、廃棄物の適正処理を推進させるため、デジタル技術等を活用しながら、高度な技術を用いた中間処理施設の整備を推進。 ◆ 脱炭素社会への移行に向け、高効率発電等の導入、余熱利用率の向上等高効率エネルギー回収施設を優先した整備を推進。 ◆ 災害廃棄物処理体制の構築に向け、感染症や災害等の発生時に適切に廃棄物の処理が継続できるよう、地域ごとの排出量に応じた能力の施設を確保。
最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 産業廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を推進し、最終処分場の延命化を推進。 ◆ 県内処理の原則のもと県内の廃棄物を主に処理するための施設を優先し、排出量に応じた適当な規模の施設を整備。 ◆ 最終処分場の新たな設置又は拡張については、適正化条例に基づき、処理に対する信頼性、継続性を確保。

③ 基本的な方向性

- ◆ 地域・県内処理を基本とした処理施設の整備
- ◆ 排出事業者責任に基づく民間事業者による処理施設の整備
- ◆ 地域住民の理解と協力を得た処理施設の整備
- ◆ 周辺地域の生活環境に配慮した処理施設の整備
- ◆ 循環利用率の向上・埋立処分量の削減に資する処理設備の整備
- ◆ 脱炭素社会への移行に資する処理施設の整備
- ◆ 災害廃棄物の処理協力可能な処理施設の整備

④ 住民の不安の解消、不信感の除去のための措置

- ◆ 処理施設設置者は、処理施設の設置に当たり、適正化条例に基づく説明会の開催等により事業内容等について十分説明し、関係住民と相互理解を深めるよう努める。
- ◆ 処理施設設置者は、処理施設の設置に当たり、関係住民と処理施設の維持管理等について生活環境保全に関する協定を締結するよう努める。
- ◆ 県は、予算の範囲内において、処理施設設置者等が行う処理施設周辺の環境整備及び住民の利便に供する施設の整備に要する経費の一部を助成する。
- ◆ 県は、住民の不安感、不信感を除去するための啓発等に努める。

⑤ 県、市町村、処理施設設置者の役割

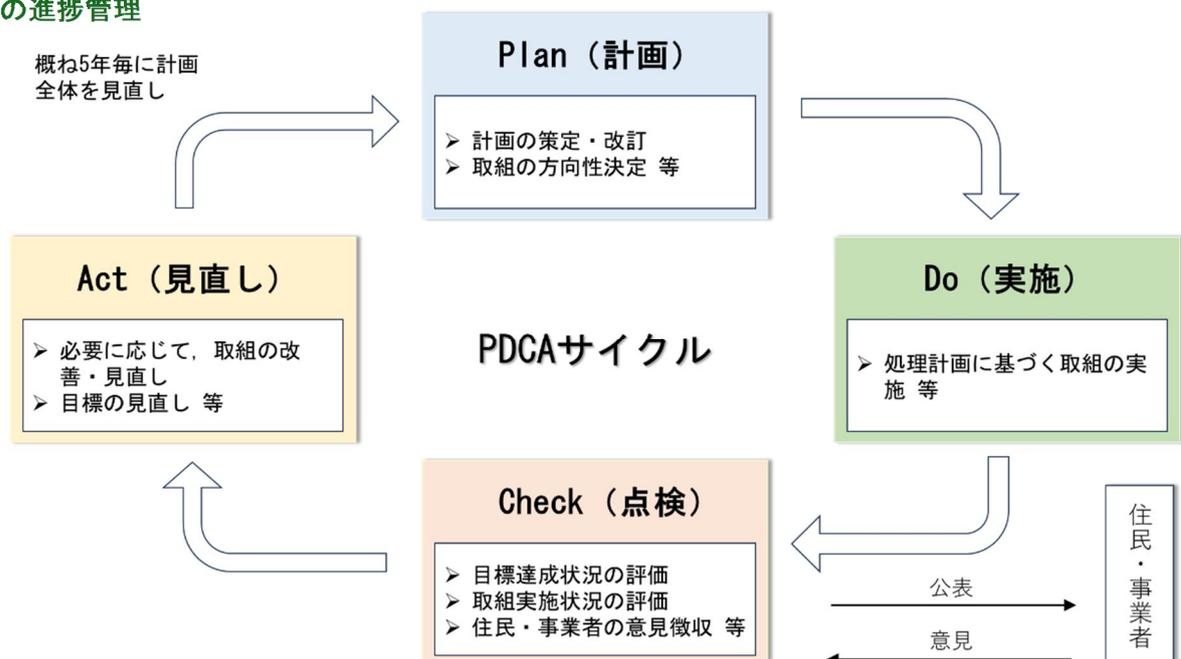
項目	内容
県	処理施設の適正な配置及び円滑な設置を図るため、関係市町村との密接な連携のもとに、処理施設設置者に対し、適切な指導及び助言を行う。
市町村	処理施設の円滑な設置及び当該市町村の区域内において排出される産業廃棄物の適正な処理に関する県の施策に協力する。
処理施設設置者	処理施設の円滑な設置及び運営を図るため、関係市町村及び関係住民の理解と協力を得るよう努める。また、非常災害の発生時は市町村の災害廃棄物処理に協力する。

6. 計画の進捗管理

(1) 関係者の責務と役割分担

主体名	責務・役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 商品の選択から使用、廃棄に至るまでの間、ワンウェイプラスチックや食品ロス等の発生・排出抑制に向けたライフスタイルの見直し 市町村が行う分別収集や事業者の店頭回収等の資源回収への積極的な協力 不法投棄等の通報等、市町村及び県の施策への積極的な協力 環境学習会や普及啓発事業への積極的な参加による知識・意識の向上
動脈事業者 (製造業者等)	<ul style="list-style-type: none"> 原料の選択、製品の設計、生産工程や流通過程、販売に際した廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用への取組 リサイクルが容易な製品開発や製品の適正処理方法の情報提供等による不適正処理の防止 産業廃棄物処理の委託に当たりマニフェストを使用した処理の実施状況を把握・管理 静脈側産業との連携による再生材の積極的な活用、その廃棄物の適正な循環的利用
静脈事業者 (処理業者)	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者の協力のもと、廃棄物の適正処理・事業活動に伴う環境負荷の低減や生活環境の保全の推進 災害時や感染症流行時等における安定的な処理体制の確保に向けた自治体との連携 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減及び各種デジタル技術を活用した業務効率化や動静脈連携の強化 事業活動における積極的な情報公開及び県民から信頼される施設整備と維持管理
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の発生抑制、分別収集及び資源化等に関する取組の普及啓発や情報提供 発生抑制や資源化の推進に向けた分別収集や手数料の見直し等のしくみづくりの検討 廃棄物の適正かつ効率的な処理に向けた市町村間及び県との連携
県	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収等）及び適正処理を推進するため、計画的かつ総合的な施策の展開 事業者に対する産業廃棄物の排出抑制や循環的利用の促進、適正処理の確保に関する指導監督や必要な情報の収集・提供 関係法令等の最新情報や各市町村における取組・現状等に関する把握、意見交換会等における情報の提供・技術的助言 大規模災害等をはじめとした市町村や県をまたぐような事案の発生に対する市町村・処理事業者・近隣都県及び国と連携した迅速かつ適正な廃棄物処理体制の確保

(2) 計画の進捗管理



Ⅲ. ごみ処理広域化・集約化計画

1. 計画の基本的事項

➤ 新たな集約化計画の必要性

- ・ 国は令和6年3月に環循適発第24032923号「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」を发出し、都道府県に対し「持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画」の策定を求める



県では、環境省通知を受け、今後将来にわたり持続可能な廃棄物処理体制を確保することを目指し、新たに「ごみ処理広域化・集約化計画」を策定する。なお、計画策定には、県・市町村で構成するごみ処理広域化・集約化協議会を設置し、市町村の合意が必須となった。

➤ 計画の期間

令和8年度から令和32年度まで

なお、今後の市町村における廃棄物処理施設の稼働状況や新たな廃棄物処理施設の整備等、廃棄物処理情勢の変化に留意しつつ、5年ごとに見直しを行う

➤ 対象施設

焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設、最終処分場

2. 広域化・集約化状況の評価

(1) 前回計画における広域化ブロックの設定状況



ブロック名	構成市町村名
大分	大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市
別杵	別府市、杵築市、日出町
県北	豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村
中津	中津市
県南	佐伯市
日田玖珠	日田市、九重町、玖珠町

(2) 広域化・集約化の達成状況

ブロック	市町村名	広域化・集約化状況	評価
大分	大分市	令和9年度より共同処理予定	令和9年度に 達成見込み
	臼杵市		
	津久見市		
	竹田市		
	豊後大野市		
	由布市		
別杵	別府市	別杵速見地域広域市町村圏事務組合として共同処理	達成済み
	杵築市		
	日出町		
県北	豊後高田市	宇佐・高田・国東広域事務組合として共同処理	未達成
	宇佐市		
	国東市		
	姫島村	自らの施設で処理	
中津	中津市	自らの施設で処理しており、今後福岡県築上郡上毛町と共同処理予定	達成済み
県南	佐伯市	自らの施設で処理	達成済み
日田玖珠	日田市	自らの施設で処理	未達成
	九重町	玖珠九重行政事務組合として共同処理	
	玖珠町		

3. 新たな広域化ブロックの設定

- ・ 現状の広域化・集約化の達成状況、県内市町村における広域化ブロックの区割りに対する意向、経済性、環境性等を勘案し、広域化ブロックの区割りは以下のとおりとする。
- ・ 中津ブロックについては、現在中津市は福岡県築上郡上毛町と広域化・集約化を進めているところであるため、福岡県の築上郡上毛町を追加する。
- ・ 人口減少に伴うごみ排出量の減少や、廃棄物処理施設の維持管理費・更新コストの増大といった課題を踏まえ、新たな広域化ブロックでの広域化・集約化の達成に向けて、安定的で効率的な廃棄物処理体制の構築に取り組んでいく。また、計画の見直しの際には、より広域化・集約化を目指し、引き続きごみ処理広域化・集約化協議会で議論していく。

ブロック名	構成市町村名
大分	大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市
別杵	別府市、杵築市、日出町
県北	豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村
中津	中津市、福岡県築上郡上毛町
県南	佐伯市
日田玖珠	日田市、九重町、玖珠町

4. 計画の進捗管理

(1) ごみ処理広域化・集約化協議会

- ・ 県・市町村で構成するごみ処理広域化・集約化協議会を設立し、新たな広域化ブロックの区割り等について議論
- ・ 今後も適宜ごみ処理広域化・集約化協議会を開催し、進捗確認や計画のフォローアップを実施

(2) 各主体の役割

主体名	役割
大分県	<ul style="list-style-type: none">◆ 市町村の情報共有・意見交換の場の設定、市町村間調整への積極的な関与◆ 広域化・集約化の進行管理（ブロック毎の施設整備の進捗状況、過渡期の対応等の把握）◆ 広域化・集約化を進めるための技術的助言、各種届出・手続きへの助言
市町村 一部事務組合	<ul style="list-style-type: none">◆ ごみ処理広域化・集約化計画に基づく整備計画等の検討、実行◆ 関係機関との積極的な協議、情報提供

第6次大分県廃棄物処理計画

【概要版】

発行 令和8年3月

発行者 大分県生活環境部循環社会推進課

住所 〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号